

第5回

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和5年9月21日（木） 自 午前 9時58分
至 午前11時49分

場 所 更生保護会館4階会議室

倉吉座長 それでは、皆さんおそろいようですので、定刻となりました。これより第5回の検討会を始めたいと思います。

まず初めに、事務局から本日の資料について説明をお願いしたいと思います。

中島企画調整官 事務局でございます。第5回検討会の資料は、資料1から3となっております。資料1は事務局案、その次に前回御指示のありました統計データ、その次に、保護司実費弁償金についてというポンチ絵、その次に参照条文となっております。

事務局案につきましては、事前に御覧いただいたとおりでございます。現状認識、課題事項に対する保護司の主な意見、今後講じていく施策等となっております。今後講じていく施策等には18の取組を列挙してございます。幾つか御説明をいたします。

特に、(1)につきましては、報酬制の導入について、引き続きその適否について検討することとしておりますが、本日の検討会で御議論いただきたい大きな論点でございます。併せて、保護司実費弁償金についてのポンチ絵も参照いただきたいと思います。

次に、(9)につきましては、保護司組織の維持運営の在り方として、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合いながら営んでいく運用に見直すというものでございます。次に、(10)につきましては、保護司会、保護司会連合会の役割として、保護司組織の次世代を担う保護司の育成ということを明確にして、それに伴う保護司法の規定の見直しを検討するというものでございます。

次に、(11)につきましては、保護司会の推薦によらない、いわゆる公募の取組を進めるに当たっても、解職手続は重要なものでございます。そこで、残念ながら適格性を欠くに至った保護司により適切な組織運営を妨げるなどの事態が生じた場合には、適時適切に手続を進めるということにしております。

次に、(13)につきましては、従業員が保護司を兼職するに当たって積極的に許可したり、従業員の保護司活動に対して理解、協力したりするなど、現役世代が保護司活動を継続しやすくするための環境整備の活性化のための取組を保護司法制の中で検討するというものでございます。

次に、(14)につきましては、先ほど申し上げました(13)と関連をしまして、事業者がボランティア休暇制度を導入している場合には、従業員の保護司活動についてもボランティア休暇制度の対象となるよう働き掛けることとしております。

続きまして、統計データでございます。前回、第4回検討会におきまして井上構成員から、年齢別の再犯率、累計の担当件数がゼロの保護司数につきましては、横田構成員からは、

地域活動の種類、保護司の数と保護司の年齢層のばらつき、保護司の処遇活動の担当平均件数につきまして、それぞれ御指示があったと承知をさせていただきます。それに基づきまして、作成可能な範囲で準備をさせていただいたものでございます。

まず、1番でございます。1、受刑者又は少年院出院者の再入率につきましては、65歳以上の高齢者の2年以内再入者数の割合が2割と高くなっております。次に、2、保護司1人当たりの担当件数につきましては、保護観察所の規模に比例してございます。次に、3、保護司の担当件数につきましては、ケースの担当がゼロ件の保護司が、保護司の経験年数が6年以内ですと37.5%となっております。経験年数とともに減少しておりますが、経験年数が12年を超える場合であっても2.8%の方がゼロ件となっております。次に、4、保護司年齢別構成の推移については、御覧のとおり60歳以上の方が78.8%を占めております。次に、保護司の地域活動につきましては、具体的な活動の例示を以下のとおり記載をさせていただきます。

続きまして、資料2でございます。資料2につきましては、構成員からの御意見となっておりまして、宮川構成員資料、山元構成員資料、横田構成員資料、小西構成員資料としてございます。

続きまして、資料3でございます。前回、第4回検討会での御議論を踏まえまして、赤字見え消しで加筆修正した事務局修正案となっております。今後講じていく施策等(1)につきましては、構成員の皆様の総意を新たに加筆したものでございます。また、2パラにつきましては、横田構成員の御意見を踏まえまして加筆をさせていただきます。読み上げますと、(1)保護司の使命は、処遇活動と地域活動とを両立させることを通じてよりよく達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。そのため、この両方の活動を担い得る適任者を確保し育成することが求められているとともに、保護司会ごとに、その実情に応じ、多忙により活動に制約が生じてしまういわゆる現役世代にも配慮し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索していく必要がある。その模索に当たっては、保護司会の意向を十分に踏まえ、保護観察所においても必要な協力を行うこと。また、保護司活動の在り方については、多様な背景を持つ保護司が相互に協力し合いながら取り組めるよう、保護司の数、年齢層、処遇活動と地域活動の実態や傾向を踏まえつつ、不断の見直しを図ることに留意すること。

続きまして、(2)につきましては、小西構成員の御意見を踏まえた修正としております。(3)につきましては、山元構成員、そして井上構成員の御意見を踏まえた修正として

ございます。このほか（４）、（５）、（９）については、表現ぶりを修正してございます。

事務局からは以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございます。それでは最初に、今、事務局からも読み上げもありましたが、資料３の４ページ、前回の議論の今後講じていく施策等について、（１）のところは新しく加えたということになりますが、今御説明のあったとおり皆さんの御意見をそれぞれ反映したつもりですけれども、いかがでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、第４回の事務局の修正案については一旦、これで固めたいと思います。

横田さん、いいですか。

横田構成員 １点だけ、よろしいでしょうか。ありがとうございます。方向性としては問題ないと思っているんですけれども、（１）のところ、ちょっと蒸し返すようですが、今回頂いたデータを拝見すると、結局、処遇活動の担当をしていない方も多という実態の下で、こう書き切ってしまうのに若干違和感も感じる場所があるんですけれども、いかがですか。

倉吉座長 書き切ってしまったとはどの部分でしょうか。

横田構成員 処遇活動と地域活動の分担制はなじまないというのは理解はしているものの、実態として処遇活動の担当をしていない方も、かなり長年の方でも多いという状況の中なので、処遇活動を求めているけれども担当することがない方々が多いということについて、どう考えたらいいんだろうというのが。複数指名制などで積極的に解消していくという方向であれば構わないと思うんですけれども、そこの実態がそろっていくことが望ましいと感じたので、ちょっと気になった点になります。

倉吉座長 前回の皆さんの御意見を伺っていると、やはり両方をできる人を育てるのが大事だと、そこは変わらない。しかし、現実として、処遇事件をやっていない人がいるわけで、それはそれで別に考えていかなければならないのではないかという意見が総意だったと私は受け止めたんですが、そのところは抜けていないと思うんですね。その上で、保護司会の意向を十分に踏まえて、保護観察所においても必要な協力を行うとなっていますから、これでいいのではないかと思います。皆さんどうですか。

横田構成員 はい、承知しました。

倉吉座長 よろしいですかね、横田さん。どうもありがとうございました。

それでは、前回の取りまとめとしては、こういう形で固めておくということにしたいと思
います。どうもありがとうございました。

それでは、第5回検討会事務局案の今後講じていく施策について御議論を頂きたいと思
います。

今回の論点は「待遇」と「活動環境」、一番大事なところかと思いますが、それについて
皆さんの御意見を頂戴したいと思います。

事前に頂いた御意見を見ても思ったんですけれども、一番大きいのが、やはり報酬制をど
うするかという点かと思いますが。報酬制を導入すると、今まで保護司制度の中で培われてき
た大事なものが失われるのではないかと、だからそこはやはり変えられない。変えられな
いとする、どこで補ってこの制度を持続的なものにするのかというのが問題なんだという問
題意識の方と、それから、やはり報酬制そのものを全部あるいは一部でも入れるというこ
とを考えなければいけない時期に来ているのではないかと御意見と、両方あるような気が
しました。目指しているところは一緒なのかもしれないんですが、その辺りのところも念頭
に置いて、どう考えるべきかという観点から御意見を述べていただければと思います。それ
では、まずお三方から御意見を頂戴していますので、そこから伺いしたいと思います。

宮川構成員、お願いします。

宮川構成員 今まで意見を出そうと思いつながら、期日が来てしまっていて、今回初めて意見
を出しました。ここに書いているのは、自分の意見と、四国内でのZoom会議もあって、そ
こで各県の代表者の方などから頂いた意見も書いています。要約的にざっと行きますと、会
費については、払う分には正直、僕も、いいんですけれども、やはり一番思うところは、ど
う使われているのかというところがはっきりした方がいいのかなというところ。これは
こういうふうにするから必要なんだという納得、若手の方が特に納得がいていないのでは
ないかなと思われまので、新しく入ってきた方でも、こういう使われ方、こうこう必要な
ので使っていますというところがきちんと説明できていければ、会費を取るという部分につ
いて、まずは、いいのかなと思います。

あとは実費負担に対する報酬などの議論になってくると思うんですけれども、ここの部分
についても、さきほどもあった、例えば担当を持っていない人と持っている人が偏ってしま
っている部分もあって、先ほど意見もあったように、なぜ偏っているのかというところは今
後検討していかなければならないと思います。同じ保護司区内でも格差というか、やはり俺
はいっぱい持っているんだけれども、まだやっていない人もいるといった話が出てくると思

うので、それと報酬というのは多分、話的にはセットになってくるというか、同じイメージなんですけれども、やはり公平公正感がないと言ったらあれですけれども、そこがちゃんとできるような仕組みであればいいのかなと思います。具体的なアイデアはないんですけれども。なので、やはり誰かにどうして偏るのか、偏ってしまった場合にどう対応するのかというところがあったらいいのかなと思います。

DXというところと保護区というのが多分、密接に関わってきて、やはり保護区でやること、エリアによっても本当に全然違って、ここにも書いたんですけれども、代表者会で話していると、町の中にPA、SAが五つもあるというところと、サポートセンターまで50キロ移動しなければいけないという方とかがいらっしやったので、一概にそういうところとすごく狭いエリアのところと話すというのが難しいんですけれども、それはそれでうまくやっている区の方もいらっしやったので、各区で工夫して、いいようにやっていくという、個性を伸ばすところというのは当然伸ばしていきながら、全体を見て一括で修正できることとか、各保護区に振っているけれども、不必要な負担というのがきっとあると思います。年度が変わるごとに毎回やり直していることとか、どこかの区で解決したんだったら、そのシステムを持っていけばほかの区でできることという、全体と個でやることというのをちゃんと区別してやって、全体のところを中央なりどこかで一括してやっていくシステムが、そもそもDXだけじゃなくて、保護区に対する負担の減少であると思いますので、そこがなくなってくると、その前にもあった保護司会内での事務的負担とか、そういうところというのも変わってくるのかなと思っています。

多分そのうちChatGPTとかが入ってきたりするんじゃないかなと思うんですけれども、うちもとても地方なので、買物難民の方々とかがいらっしやるところを今度、ChatGPTによる、AIによるチャットで注文したら荷物が送られてくるみたいなシステムを市でやろうというので今、調べているんですが、そういうシステムを入れるときというのは、それぞれが作る必要性がないものですね、さっきも出たんですけれども、どこかが1個作ったら、それを全国に散らばらせるものというのは、やはりどこかで作って、いろいろな負担というのは減らしていくことで、納得していただけるようなものができるんじゃないかなと思います。

最後、社会的認知度の向上・広報的な在り方ですけれども、前回の会議を聞いて一番やはり印象に残ったのは、柳川さんのところのように、すごく地域と密着していろいろなことをしているということが一番いいのかなと思いました。いい意味でも悪い意味でも、癒着

していただいてやっていくと話が通じるのかと思いますし、そういうのは逆に言ったら一朝一夕でできるようなものじゃなくて、常に活動していかなければいけないので、今すぐどうこう変わるものではないと思うんですが、もっと関わっていけるような仕組みがいいのかなと思います。

四国地区内でも聞いてみたところ、それぞれのところがそれぞれのやり方で、学校であったりとか他団体と関わっていらっしやったので、それはさきほども言ったように、各保護区で個別に頑張っているところというのは頑張っていたきながら、例えば大本同士でつながるのであれば、大本同士でつながるといいう仕組みも作っていただけたらと思います。

ざっくりですが、以上になります。

倉吉座長 ありがとうございます。大きな柱が幾つかありましたけれども、ここで1点だけ、先ほど横田さんも言っていたところですけども、処遇事件の担当がない人、さっきの統計にも出ていました、6年間たっても全然一件もやっていないという人がこれだけいるというのが出ていましたけれども、今、宮川構成員もその点を、ペーパーの方では書いておられたですね、括弧書きで遠慮して書いていましたが、保護観察所はどうしてこんな事件配転をするんだというのがありました。押切局長、いかがでしょうか。

押切保護局長 今、御指摘いただきました点で、保護観察所がいろいろと差配して、担当がない方とか、担当が多すぎる方とかをなるべくなくし、平準化させていくということは大事なことだと思います。保護観察所の方でもその辺りの気配りをしていかなければならないと思います。ただ、実情としましては、保護観察対象者がどこの地域のどこに居住するかというのは、これはなかなか予想が難しいところがありまして、一方で、どこに事件が発生しても対応できるように、全国津々浦々に保護司の方々がいらっしやるわけです。そうすると、例えば、保護司宅から離れたところに保護観察事件が発生したり、サポートセンターからも保護司宅が離れていたりといった事情があると、なかなか担当をお願いするのが難しいといった実情があるかもしれません。また、私も保護観察官のときそうだったな思うのですが、処遇が難しいケースなどが出ますと、ある程度経験と実績のある保護司の方にどうしてもお任せしてしまうということが出てくるのだと思います。その辺はまた、こちらでも考えていかなければならないし、意識してやっていく、例えば、複数指名などをやっていくということが大事だと思っております。

倉吉座長 なるほど。地域性の問題は確かにあるんでしょうね。保護司さんのお宅からものすごく遠くに対象者がいて、保護司さんもサポートセンターからすごく離れていると、そうす

るところはやらせられないので近くの人になるとというのが1点ですかね。もう一つは、中身を考えて、難しいケースはどうしても経験のある保護司さんに、というのがあるのかもしれませんが、そこはもう少し工夫して考えていけるのかもしれませんがね。宮川構成員、四国では具体的にはどのようなお話がありましたか。

宮川構成員 具体的にはおっしゃられていなかったのですが、某地区の代表者の方は、4年でもずっとゼロの保護司がおるのに、1年目で複数持つておる人がおって、何年も前からこれは正してと保護観察所に言いよるのに全然聞いてくれんのかなと言われていましたので、お伝えしておきます。

倉吉座長 分かりました。個別に考えなくてはいけないところがあるんでしょうね。ありがとうございました。

それでは、山元構成員、お願いします。

山元構成員 山元でございます。よろしくお願ひいたします。私の方からは、まず最初に、待遇につきまして、意見を述べさせていただきたいと思ひます。

保護司の活動に対して、基本的には無償のボランティアという線は維持していくべきではないかなと思ひています。保護司の活動を経験してきて、やはり競争社会とか貨幣経済とか、そういったところから離れたような価値観で動いていくようなところもあるものですから、やはり無償のボランティアというところの線は維持していくべきではないかなと思ひています。

ただし、今の実費弁償につきましてですが、こちらについては基本的に活動の回数に応じて支払われるといった基本線があるんですけども、昨今はWi-Fiやモバイル環境について、その環境を整えなければいけないというところで、固定的に発生するものも出てきております。また、地域活動も、保護司会としての具体的な活動回数ということよりも、地元で、保護司であるがゆえに招へいされるということもあつたりするものですから、そこは一概に保護司会としての活動回数だけでは評価できないのかなというところで、固定的な経費ということも含めまして、今までの活動の回数に応じた変動的なもの、それから、こういったWi-Fiとか地域活動に関して一律に固定的な経費として実費弁償金の中に取り入れていただくことはできないかなということでございます。しかも、実費弁償金についてはずっと固定的になっていますので、例えば物価スライド制とかいう形で、年度を区切って物価に対応したような変動をしていく方法も一つの案かなと思ひています。

続きまして、活動環境につきましてですが、デジタル化については、これは当たり前のこ

とかもしれませんが、推進していく必要があると思われます。それから、更生保護サポートセンターの充実なんですけど、昨今、更生保護サポートセンターができたことによって、面接あるいは集団処遇なんかもできてきております。例えば、豊島区では、DaybyDay 豊島という活動がありまして、薬物事犯の対象者の集団処遇が月に2回、夜間に行われています。そちらの方も、やはりサポートセンターができたことによって処遇ができるようになったところで、非常にサポートセンターの活用というのは充実してきてはいるんですが、やはり場所が固定的であるというところで、できればサテライトという形で、分室ではないですけども、そういったものがあつたら、より活動範囲が広がるのかなと。もちろんサテライトを導入しているところもあることを聞いておりますが、やはりサテライトというのも考えていただければと思うんですが、その際に、公共施設で夜間とか土日に閉鎖しているといったところがありますので、そういった場所を有効活用できないかなと、夜間や土日にその場所を使えたらいいのかなと思っております。

それから、ハのところ、社会的認知度の向上・広報の在り方として、一番効果があるのは教育の面で、義務教育の早期の段階で、ボランティア活動や、社会の中に保護司制度があるといったところも授業の一環として取り入れてもらえたらと思います。できれば現役の保護司が学校に赴いて実際の保護司活動について話をすると、より効果的にフェイス・トゥ・フェイスで保護司活動が伝わっていくのかなというところで、一部でもこちらもやっているようには聞いていますが、ある程度学校のカリキュラムの一環として取り入れていただけないかなと思っております。

私からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。ただいまの御意見について、何か質問はありませんか。

どうぞ、清永構成員。

清永構成員 清永です。山元さん、どうもありがとうございました。実は山元さんの資料と、宮川さんの資料を拝読して初めて気づくことがたくさんございました。本当にありがとうございました。その上で質問なんですけど、まず、山元さんのこの現状、Wi-Fiやネットの費用はどんなふうにして負担なさっておられるんですか。

山元構成員 サポートセンターに来れば、豊島区のWi-Fiというのがありまして、そこを使わせていただくんですが、現状は各保護司が自分で加入して自己負担をしているような状況でございます。

清永構成員 もう一つ、宮川さんに引き続き伺いたいんですが、例えば、Zoomも保護司で

は作れないから個人だと記載してありますが、たしか無料だとZoomは30分で切れてしまうので、有料版じゃないと使い物にならないと思うんですね。このZoomの有料版も結局、個人で誰かが負担しているのでしょうか。

宮川構成員 お聞きしたところによると、その保護区は会長がデジタルに詳しい人で、自分がアカウントを作っていると言っていましたけれども、会長も年齢が年齢ですので、自分が退職されたときにこれはどうなるのかという話はしていました。四国地区内においては、四国地方保護司連盟がZoomの有料版を契約したので、各保護区で使ってくださいというやり方をしているんですけども、そうじゃないとどうしても個人のアカウントでそれぞれが使う形になってきます。さらに、サーバーやホームページになってくると、逆にセキュリティーの問題とかも出てくるかなと思うので、DXについては本当に各個に任せない方がいいのではないかなと思っています。

清永構成員 ありがとうございます。

倉吉座長 今のZoomの話は、その個人が費用も負担しているわけですね。基本的にその人が払っていると。そうすると、固定費用と変動相場制みたいに入れていくという御意見はよく分かりますね。

ほかに何か質問ありませんか。サテライトの話がありましたが、今おられる保護司の構成員の中で、うちはサテライトを持っていますよと、本来のサポートセンター以外に支店みたいなのがありますというところはありますか。そういう人はおられないですか。

押切保護局長 先日大田区を御視察いただきましたが、そちらは分室を設置してやっています。

倉吉座長 それはもう保護司会の自分の負担で、どこかを借りてやっているということなんですね。

押切保護局長 基本的には、そのとおりでございます。

倉吉座長 なかなか現実には、各地区に一つずつあって、それ以上に作るというのは難しい問題だろうとは思いますが、それも各地区の負担になっているということですか。ありがとうございました。

それでは、次に横田構成員、お願いします。

横田構成員 ありがとうございます。横田です。私は今回、報酬、お金回りの件を中心に意見を出させていただいています。

冒頭で申し上げたいのが、若手の比率が減っているということ、次世代の育成という面も

踏まえて、この件を検討していくに当たっては、若手の意見や視点を特に重視しながら議論をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。というのも、この保護司の検討会が始まった最初の報道のときに、えっ、ボランティアでやっているの、というのが、一般の方々の意見の大勢で、メディアでも報じられ方としてはそこが大きかったと考えています。これから保護司になれる方、若手の方の意見というのは重視していくことが大切だ思っているというのが、まず1点目です。とはいえ、絶対報酬制を導入してくださいという意味で書いているわけではありません。先ほど山元構成員がおっしゃっていたように、今の二十代なんかは、やはり貨幣経済よりも大事にしていくべきものがあるよねという、社会性を大事にしている方も多くいます。一方で三、四十代の子育て真っ盛りで結構お金も大変な中でやっていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、よく意見を聞いていくべきではないかなと思いました。

今回、公的ボランティアの比較表を出していただいていたいました。ほかにも無報酬での公的ボランティアが存在するわけですが、他もやはり高齢化が同様の問題となっていることが想像できますし、費用が出ている消防団ですね、危険も伴う活動ということもあろうかと思えますけれども、唯一、若手が多い制度でも、報酬は出ているけれども人の確保に苦慮しているということもあるので、報酬面だけで解決できるものではないというふうには認識しております。

また、地域によっては数少ない人の中で、やはりしっかりした人にいろいろな役割が集中してしまうということもあろうかというふうに思っております。他の公的ボランティアの兼任状況なども見ながら、公平に見ていく必要があるかなと思えます。

報酬の在り方について、他の構成員もおっしゃっていましたけれども、報酬制度だけではなくて、やはり実質弁償金と合わせて、何がよい形なのかを模索していく必要があると思っております。仮に報酬制を導入する場合も、やはり奉仕の精神で、報酬をもらうことは嫌だという方がいらっしゃるのであれば、辞退という選択肢を設けるなど、選択肢を増やすということも考えられますし、その場合は表彰制度の見直しなども併せて考えていくことができるだろうと思っております。

また、仮にいろいろな補助が出たとしても、私はこの保護司は奉仕の精神に支えられた仕事であるということは、変わらぬことだというふうに思っておりますので、その導入自体を、奉仕の精神にのっとならないから考えるべきではないと最初から門戸を閉ざすということは避けていただきたいというふうに考えております。

次に、会費の持ち出しについてです。私、個人的には何で会費の持ち出しがあるんだろうと思ってしまっているんですけども、宮川構成員がおっしゃっていたように、真に必要な会費なのかということ活動を透明性をもって共有していくことが非常に重要であるというふうに思っております。

一方で、実費弁償金の組織活動に関する実施経費について、支払いの基準が開催回数や参加人数の縛りなどがあるのを拝見していると、もしかしたら参加の強制性を高める仕組みになってしまっている可能性もあるのではないかと感じたので、この点もよく実態を見極める必要があると感じております。

最後はお願いになるんですけども、今回、実態調査を検討、前向きに進める方向で書いていただいていたかと思えます。定量的な情報でしっかり、かなり意見が割れるものが多いものですから、やはり定量情報が非常に重要だというふうに思っております。加えて、もし項目に余裕があるならば、追加的に兼任状況や会費の徴収方法、デジタル機器関連の実態なども確認いただければと思っております。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。今の横田さんの御意見について、質問ありませんか。

特にないですかね。実態調査に当たって、以下の項目を増やしてほしいというのが出ていますが、これは調査自体としては可能ですよね。事務局、どうですか、問題ありますか。

中島企画調整官 事務局でございます。実態調査の中で、今、横田構成員から頂いた御示唆、これも踏まえた形で、できる限り調査したいと考えております。

倉吉座長 ありがとうございます。

それでは、小西構成員、お願いします。特に、今、横田さんからも指摘がありました、ボランティア精神が尊いんだと、それだけで報酬制なんて駄目なんだと決めつけないでほしいという御意見がありました。その点も踏まえて、御意見を頂戴できればと思います。お願いします。

小西構成員 ありがとうございます。まず最初の〇のところ、今までもいろいろ議論がございました報酬制に関してのところ、活動への対価として報酬が支払われるということになると、保護司制度の下での処遇活動等が労働としての性格を帯びることになるのではないかと、さらに、対価に見合ったような活動として自分たちの活動を見るようになると、自分たちの活動はこれぐらいのものなんだという、そういうふうな意識が生まれてしまうようなこともおそれとしてあるのではないかと考えています。制度の性質も大きく変わってしまう

のではないかと。そうなると、これまでのボランティアとしての保護司の強みというものが失われかねないのではないかとも思います。

ただ、ボランティアでも有償ボランティアというのが、今、かなり広がってきていて、福祉の領域など様々、有償ボランティアというのがあると。報酬という形で労働に対する対価ではないにしても、一定期間ごとに褒賞金というか、謝礼金というようなものがあると、一定のインセンティブが生まれるのではないかとも考えています。地域社会のためのボランティア活動に対して感謝の気持ちを表すものとして、表彰のようなこともこれまでも行われてきているかと思いますが、そのほかにも褒賞金とか謝礼金があってもいいのではないかとも思います。

以前、いろいろな国に調査に行く中で、スウェーデンとデンマークの矯正保護局、あるいは矯正保護庁とか、保護観察所に行ったりして、いろいろ話を聞いたりする機会があったのですが、そこでスウェーデンでは補助監督者、以前は市民監督者という名称だったのですが、そういう形で保護司に類する活動というのが行われている、あるいはデンマークでもメンターという形で保護観察対象者等に対する寄り添い活動が行われているというのがございました。それらの制度でも、実費弁償金に当たるようなもの、出費についての補償金とか活動の支出金のような名称で支払われてはいるんですが、そのほかにもプラスして謝礼金というのが支払われているというのが見られました。スウェーデンですと、日本円だと月4,000円ぐらい、というものがこれらの国にもあって、だから、こうした謝礼金のようなものを出すというのもおかしいことではないのではないかなとも思いました。

また、保護司の方に持ち出しというのが非常に多いので、実費弁償金の充実化というのも今後、必要となっているのではないかとも思います。ですので、実際に支出してしまった分の補償というのをする一方で、謝礼のようなものといえますか、今の実費弁償金も、定額のものであれば謝礼金的な意味合いも持っている部分もあるかなとも思います。例えば、社会貢献活動に従事したときには2,450円と、一定額が必ず払われるというのは、ちょっと謝礼的な意味もあるかなと思うのですが、そうしたところの性格も踏まえながら制度を整えていくということも、実際にかかったところの補償と、プラスそういう定額の謝礼みたいな形で組み立てていくということもできるのではないかとも思います。

2番目の○のところですが、保護司の方々の負担軽減、以前の回でもお話ししましたが、処遇活動や地域活動への専念というのができるような条件整備が必要なのではないかと思います。また、事務局案でも示されていたような、更生保護サポートセンターの利便性の向上

というものも必要だと思います。あと、大田区の保護司会での聞き取りでもお話がございましたが、ボランティア活動として関わっているにもかかわらず、会費を徴収されることに對する違和感のような声があるというふうなこと、ほかのところでもございますが、これに對する対応も必要であると思います。

三つ目の○ですが、民間企業の場合には、従業員の中に一定数、保護司の方がいる企業の側にもやはりインセンティブを与えていくようなことも必要なのではないかなとも思います。これは事務局案の（13）とか（14）のところに関係していますが、例えば、保護観察対象者等の雇用をしている協力雇用主の場合には、競争入札のときに点数を加算するというので、入札参加資格審査や総合評価落札方式において点数の加算をしていますが、そのように、保護司の方たちを積極的に雇用している、従業員の中に多くいるような企業については、そうしたインセンティブ付与というのものもあるのではないか、あるいは税制上の優遇なども考えられるかなと思います。

最後、四つ目の○ですが、これは以前、第3回の事務局案のときに先出しのような形でお話をさせていただいたところで、今回のところも関わるかなということで、改めて再掲させていただいたものです。保護司会については、地区や地域だけではなくて、学域や職域のようなBBS会の活動があるように、組織体ごとの保護司会のようなものなど、もっと柔軟に保護司会を組めるようにしていくことも、多様な保護司活動を持続的に展開させていく上では必要なのではないかなというのを改めて、ここにもう一度掲げさせていただきました。

私からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

スウェーデンとデンマークの話なんですけれども、謝礼金というのはどういう理屈で出しているのかというのは分かりますか。実費とは違うという位置付けなんですよ。

小西構成員 これは、活動に対する感謝の気持ちといいますか、そういうものをやはり表す必要があるであろうというところから、こうした謝礼金というものを、少額ですけれども、支払うということが制度化されているようです。

倉吉座長 保護司の構成員の皆さんはどうか、そういう形の謝礼金というのはあり得るよなというような受け止めでしょうか。そもそも報酬についてどう考えるかというのがあるんですけれども、ボランティアなんだから頑張るんだと、それが大事だということから出発するのかもしれませんが、それでも何か、実費弁償金とは別に、謝礼という形があればという意見について、野見山構成員、いかがでしょうか。

野見山構成員 私は保護司をしていて、一方で更生保護女性会の会長もやっています。月1回、保護司会では理事会を、更生保護女性会では役員会をするんですね。それにももちろん私も参加します。そうすると、私の所属する保護司会では、1回につき500円程度の交通費が出るんですね。一方、更生保護女性会の方も月1回でいろいろな行事のことを話し、行事をするための準備もしているのに、何も出ない。何もないのはやはりおかしい、保護司会の方はそういうふうに出ているんだから、私たちもせめて役員会の交通費ぐらい出さないと、という話になるのですが、ボランティアなんですから、もうそれは要らない、受け取らないという方はやはりいらっしゃるんです。ですけれども、いや、もうまさしく感謝の気持ちということを実際に言ったら、少しその方たちもやわらかくなったかなと今、ちょっと反省しています。

倉吉座長 純粹に保護司会内部、あるいは更生保護女性会内部の運営をするためのお金を国が払う、国民の税金で負担するというにはなりにくいと思います。そういうところは区別しないといけないんだろうと思いますが。ありがとうございました。

杉本構成員はいかがでしょうか。これからの時代、報酬制を導入しないと制度の継続は無理と考えるかどうかというところから始まるんですけれども。

杉本構成員 新たに保護司をお願いするということを考えると、やはり何も報酬がないというのは信じられないという意見が大半なんですよね、私の世代というか、周りだと。ただ、一方で私とか、既に保護司をしている立場からすると、今通帳に幾ら入ったかなんていうことも見ていない人が多いんじゃないかなと思うんです。ですので、そこに多少何かが増えたとして、やったと思う人がそんなにいるとは余り思えないんですけれども。実際、私のところの会費はおそらく比較的高くて、年間で1万を超えています。一方で、先ほどのお話と同じですが、会議や研修に行くと保護司会から交通費が支給されますので、多分お金のことで言えば、会費分ぐらいは何となく戻ってきているのかな、戻ってきているというのもおかしいですけれども、積極的にいろいろなものに参加していると、交通費はくれているしなみたいな、何かそれぐらいの気持ちでいて、正直、通帳の金額を気にしている人もいるかもしれないんですけれども、私の周囲にはいないのかなという感覚です。ただ、新たに保護司をお願いしようとか、私はこういうことをしているんだよという話をしたときに、やはりそれが無償でやっているの、とても信じられないし受け入れられないという人が多いのは感じるんですよね。なので、これからの話を考えるときに、では何がそんなにやりがいなのかということとか、何を国なりは認めてくれているのかというのが、それが例えば表彰だよと言って

もピンと来ない人がとても多いような気がしています、実感としては。

倉吉座長 なるほど。むしろリクルートの際に無償という点がネックになるわけですね。

杉本構成員 そう思います。

倉吉座長 なるほど、実費弁償金なんかも含めてトータルで考えていかないといけないというのが皆さんの御意見だとよく分かりましたが、宮川構成員はいかがでしょうか。

宮川構成員 北欧についてのイメージは、税金が高く行政サービスがめちゃくちゃしっかりしていて、余りこういう活動がないのかなというイメージがもともとあったんですけれども、でも、実際はいっぱい多分、ボランティア的な活動があるのかなと思っています、今。

今、同じ世代なので、よほどの額じゃない限りどっちでもいいといったら言い方はあれですけれども、気にならないですけれども、でも、話だけ聞くと、やる前の人からすると、やはり何も無いというのは気になるのかなという感じはあると思います。僕はお金の問題じゃなくて感謝が重要なんだと思うので、やりがいを認めていただけるかというか、やりがいを出していつてあげるかというところがしっかりしたら、やっている側も、次に新しくなれる方というの、納得しやすいのかなと思います。

倉吉座長 山元構成員は、いかがでしょうか。

山元構成員 スウェーデンやデンマークは北欧ということで、さっきお話があったように、その文化というものもあるのかなと思います。自分の経験からすると、対象者を相手にしたときに、お金をもらっていないから自分の意見をはっきり言えるようなところもあるかなというところで、その兼ね合いを考えていかなければいけないかなとも思ったりしていますし、先ほど横田構成員の意見もありましたように、30代、40代で子育てで必死になっている世代からすると、何も無いというのはどうなんでしょうねということになってくるかと思うので、そのバランスというのが非常に難しいかなと思っていますところですね。

倉吉座長 ありがとうございます。ほかの構成員の皆さん、御意見ありますか。

井上構成員 井上です。皆さんの御意見を伺って、大変参考になりました。事務局の方からもデータを提供いただき、今更ながら見てショックを受けているところでございます。

今の謝礼金のことなんですけれども、前から私が気にしていることが今日のデータにも出ていますが、事件を一件も担当したことがないという方が37.5%もいる中で、報奨金というか、お金を更に割り増して配ることで格差が広がってしまうことがすごく怖い感じがします。さっき宮川さんも「分断」ということをおっしゃられていましたけれども、更に亀裂が生じてしまう、「何で俺には仕事来ないんだ」ということになりはしないかという懸念

も感じました。

ですので、やはり私は保護司になってから6年以内の方の37.5%が事件を担当していないということがすごく気になります。今回の検討会も「持続可能」というテーマですので、さっき杉本さんに新しい方のお話を聞かせて頂き、本来はそれもすべきなんでしょうけれども、その前に、この37.5%の人たち、もう保護司になられている方々が辞められないような施策が必要だと思います。もしこの方々が辞めてしまったら、現時点でも崩壊、持続可能にはならないわけですので、まずはこの方々にしっかり保護司にとどまっていただくことが先決で、その次に杉本構成員がおっしゃったように新しい方を呼び入れないと、幾ら新しい方が来ても、この状態だと、せっかく保護司の仕事をやりたいと思ったのに、4割ぐらいの確率で処遇ができないというようなことは、とても持続可能だとは思えないので、まず新しく入る方のためにも、この37.5%という数字を何とかしないといけない、これはもう喫緊の課題ではないのかと思います。それをある程度解決することで、次のステップに進めるのではないのかというふうに思います。

まずは、いろいろな観点からこの原因を考えなければならないと思います。さきほど局長の方から場所の問題等々についておっしゃられましたけれども、多分保護司の仕事をやりたいという方は余り距離とかは関係ないのではないのかと思います。実は私は、前から申し上げているように、民事調停委員をやっており、横浜の簡易裁判所の担当です。ただ、ほかの簡易裁判所でもいろいろな事件があって、適当な担当者がいないということで、実は川崎の簡易裁判所からも依頼をされました。裁判所の区域を飛び越えるというのはあまりない特殊なことだと思うのですが、依頼されて、私は自宅からは遠くなりましたけれども、喜んでお引き受けしました。

保護司の方のお仕事と絡めてみると、前にお聞きした記憶があるんですけども、確か、自宅から離れている方が精神的にもいいという御意見を伺ったと思います。必ずしも距離が近いことがいいことなのか、もちろんいいこともあるでしょうけれども、逆にそうじゃないという方もいらっしゃると思うので、これは保護観察所の御判断なのかもしれませんが、距離の考えは取りあえず横に置いておいて、とにかくこの37.5%の方にお声掛けいただいたらいかかかと思います。「ちょっと家から遠いですけども、お願いできますか」というふうに。さらに、私が前から申し上げているように、初めての方なので不安もたくさんあるでしょうから、複数指名制にして、もう1人はお近くの方に御担当いただいても構わないと思います。そういった形でこの37.5%を少なくとも1桁台には持っていかないと

いけないのではないかと思います。その後、いろいろな待遇面の向上をやられたらどうかというふうに思いました。

もう1つは会費なんですけれども、さっき杉本さんから1万円を超えると聞いて、びっくりしたんですけれども、私の所属する民事調停協会はその半分ぐらいなんです。それでも、私が会計担当をやっていたときに、「いや、払いたくない」という会員の方がいらっちゃって、「どうしてですか」と聞くと、やはり「事件がないから」、「持ち出しになってしまうから」ということをおっしゃられておられました。その方が最終的にどうなったかというところ、調停委員をお辞めになりました。これはすごくまずいというか、問題だと思いました。37.5%の方々の中にもお辞めになる方がいらっしゃるのではなかろうかという危惧の念を抱きます。この点を本当に見直さないといけないと思います。3分の1にするぐらいの見直し。経費の見直しなのか、もしくは、交通費なんかは保護司会の仕事といっても、国が出してもいいのではないのかと思います。ここは制度の問題なので工夫が必要だと思いますけれども、会費が、ゼロということは無理かもしれないですけれども、少なくとも5,000円以下ぐらいの感じではないのかと思っているところがあります。そこを解消しないと、今いる人がいなくなってしまうということを危惧しております。

あと、報酬そのものに関しては、もちろん「報酬をもらえるからやる」という理由で、新しく外から参入される方もいると思うんですけれども、逆に、「それなら俺はやらない」という方もいらっしゃると思います。「俺はボランティアだからやっているんだ、無給だからやっているんだ」と。その人数はどうか分かりませんが、どちらの方がより保護司に向いているかというところ、私は「無給でもやる」という方の方が向いていると思うので、その方を退出させてしまう、保護司を辞めさせてしまうということはすごくもったいないことだと思います。これは本当に、なかなか新しい人も呼び込まなければいけない中で難しいんですけれども。今回の検討会の当初から私が申し上げたいと思っているのは、今、保護司という肩書きをお持ちの方に何とか長くこの職にとどまっていただいて、いきいきと活動していただき、それを周りの人が見て、保護司っていいなということで新たに入ってくるという流れが大切だということです。

現状だと、保護司を始めた人に、「保護司どうですか」と外部の人が聞いたとき、「いや、私はもう3年もやっているんですけれども、事件一件もやっていないんですよ」と、「そうですか、私、保護司になろうと思ったけれども、そんな感じだったら、ちょっと手を挙げるのやめようかな」というような状況が想定されます。事件をやられていない方が3割

以上もいらっしゃるのであれば、そういうことも想定されますので、まず、今いらっしゃる、今日もお見えの保護司の方々に、本当に充実した活動環境、ここにいらっしゃる方は皆さん、充実した奉仕活動をされていると思うんですけども、それ以外の方にとっても、「本当に保護司になって良かった」という環境をまず作ることがいろいろな面で大事だと思います。制度面から、保護司さんの「やる気」や、前にも申し上げた「楽しさ」をサポートし、まず足元を固めることが大事ではないかと思いました。意見です。

倉吉座長 いろいろ多面にわたって、大事な点を御指摘いただきありがとうございました。押切局長、どうぞ。

押切保護局長 今、井上構成員からいろいろな御指摘いただいた点で1点だけ、今回お出ししたデータでございますが、令和元年に総務省が保護司の方々に対してアンケートを行った結果でございます。その後、総務省から勧告を頂いておりまして、そこでは複数指名をもっと活性化させて、保護司の処遇活動の経験をもっと積ませるべきではないかと指摘されております。それに基づいて、令和3年になりますけれども、複数指名の積極化、原則として、例えば4年以内の保護司の方には複数指名で担当をお願いするというようなことを通達として出しているところでございます。ですので、このデータについては、担当件数に関するデータがこれに限られておりますので、お出ししましたが、その後それに対応する措置をとっているところでございます。

また、先ほど野見山先生から、保護司会の会合に出るとお金が出るんですよというお話を頂きましたけれども、皆様方のお手元に実費弁償金に関する横置き一枚物のポンチ絵があるかと思います。この実費弁償金の構成でございますが、左側の処遇活動関係というのは、これはケースを担当しないと支払われない実費弁償金でございます。右側の組織活動関係というのは、保護司会の運営経費、広報資料の作成経費あるいは犯罪予防活動の実施経費などで、この中には、保護司会が主催の会議とか研修を行った際にも実費弁償金も含まれておりまして、恐らく野見山先生からあったお話は、この中から国のお金として支払われているということだと思います。ここで手当てできないものが、申し訳ないのですけれども、やはりございまして、それを恐らく保護司会ごとに会費として集めて手当てをしてくださっているというような現状ではないかと思っております。

倉吉座長 分かりました。そうすると、ここで手当てできないものというのは、要するに、国が支出するというのは難しい、そういうたぐいのものということですか。

押切保護局長 恐らく、幾つか種類がありまして、国で本来手当てすべきものもまだ漏れてい

る可能性があると思いますので、その辺りは逐次、来年度の要求もそうですが、取り組んでいるところでございます。ただ、どうしてもやはり国の手当てになじまないようなものも若干はあるかと思えます。

倉吉座長 ありがとうございます。

井上構成員、どうぞ。

井上構成員 お答えいただき、ありがとうございます。数字が余りにもショッキングで、ちょっと強調しすぎましたけれども、私が申し上げたいのは、この数字ってすごく大事なので、法務省の方でもこういうデータは毎年でも、何年かに一度でも、取っていただいた方がいいんじゃないかと思えます。こうやってほかの省の、かなり前のデータを使って議論するのも変な話なので、これはしっかり法務省の方で取っていただいて、そうすればまさにEBPMによる政策ということにつながりますので、それは是非お願いしたいと思えます。

押切保護局長 おっしゃるとおりだと思いますので、今後留意していきたいと思えます。

倉吉座長 ありがとうございます。では、よろしくをお願いします。

川出構成員、よろしいですか。

川出構成員 ありがとうございます。まず一点質問ですが、保護司実費弁償金の処遇活動関係の費用は、1件につき幾らという形で支給がなされています。補導費、生活環境調整費、それから社会貢献活動へ従事した場合の費用で、それぞれ支給額が異なっていますが、これらについて1件あたりの金額は、どのような根拠でこのように定められているのでしょうか。

倉吉座長 事務局からお願いします。

中島企画調整官 この補導費の額でございますけれども、これは以前に実態調査をいたしまして、保護司の方々がケースを担当することによってどれだけ実費を要しているかということを実態調査したものに基づいて、この額を算定しているというところでございます。

川出構成員 分かりました。実際にこのくらいの額を費用として支出しているということが根拠となっているわけですね。そうであれば、もし実費分について保護司の方の持ち出しが常態化しているというのであれば、そこは調査していただいて、額を引き上げることが必要だろうと思えます。

その上で、報酬制を導入すべきかどうかという点については、報酬ということになると、資料1の3頁に記載されているように、労働への対価という意味合いが強くなりますので、個々の保護司の方がどういう活動をして、どのような成果があったかといったことを考えざるを得なくなるように思えます。そうした評価は難しいですし、そもそも、そのような評価

を行うことは保護司の活動にはそぐわないように思います。

その上で、先ほど小西構成員からご意見のあったように、報酬ではなく、活動していただいたことについての謝礼という形で一定額を支給するという事は、私もあり得る話なのかなと思います。全く場面は異なりますが、例えば、受刑者の方が作業をした場合、作業報奨金というものが支給されます。あれは労働の対価としての賃金ではなく、勤労意欲を促進を図るための奨励金であるとされています。同様に、保護司さんについても、活動へのインセンティブを高めるといった意味合いで、そのような金銭の支給があってもよいように思います。

それから、先ほど話題になった組織活動関係の保護司実費弁償金についてですが、私も、保護司会の活動のための会費として徴収していて、しかし国として補填ができないようなものとは一体何なんだろうかというのが、よく分からないところがあります。本当に保護司会の活動に使うという意味での費目であれば、保護司会の活動に対する実費弁償金という形で出せるのではないかという気がします。可能であれば、それぞれの保護司会で会費を幾らぐらい取っていて、それがどう使われているかということ进行调查していただくのがよいのではないのでしょうか。そのうえで、真に保護司会の活動に使われているものについては、保護司会の運営経費というカタチで国が負担すれば、その分の会費は取らなくてもよいことになるはずですので、保護司さんの負担も減るのではないかと思います。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。保護司会内部の会計というのは、非常に難しいんですけども、会議の際のお弁当などについて会費で取るよと、それを国が払えるかというような話になってくるはずなんですね、どこまで国民が税金で負担すべきかという話なので、その区別、ただ、言われると非常に難しいんですけども、その問題があるだろうなと思いました。

それでは、続けて今の報酬の本質みたいところから。清永構成員、いかがですか。

清永構成員 ここまでの皆さんの意見を聞いて、大変得るところ多かったですけど、私は取材のときにできるだけ更生保護の関係の方に話を聞くようにしています。先だって、ある西日本の方の、もう保護司も引退した方にお話を聞く機会があったんですけど、その方が言っていて印象に残ったのは二つありまして、まず、この報酬のことについては、やはり報酬という言葉に対しては、何というか、余り好んでおられなかったですね。勤め上げたという方からすると、やはりボランティアであるのに報酬というのはいかがなものかと。ただ一方で、こ

これはほかのここまでの保護司の方の御意見と同じなんですけれども、何とか手出しを減らしたいんだよねと言っていて、そうだよなと思いました。

実は今日の議論の中の多くの方もそこは同じで、そうすると、突き詰めると言葉の問題で、あと位置付けの問題で、何とか解決はできないだろうか。「報酬」という言葉がややこまで独り歩きした感じもあったので、例えば、小西先生が謝礼金という言葉を使ったり、山元委員が固定費という言葉を使ったり、ちょっと言葉を工夫することで負担感を減らすということはきっとできるのではないだろうかと思いました。

もう一つは、先ほど私が質問させていただいたことと絡むんですけれども、W i - F i だったり、あるいはZ o o m だったりまで個人で負担するというのは、かわいそうということにとどまらず、企業だと禁止されていることでありますし、リスク管理上も、問題があることであると思います。禁止されるべきと言ってもいいぐらいであると思うんですね。難しいのはここからで、ではこのソフトを使いなさいと、法務省の施設にW i - F i が入っている、ここに来てやりなさいということをやりますと、保護司の自主的な活動を今度は縛る方向に行ってしまう。

保護司と保護観察所、あるいは保護観察官は歴史的に「間接統治の妙味がある」と思っています。つまり、直接統治ではなく、間接的に関わり続けるということで自主的な活動を長年歴史的に継続してきたということです。一例にすぎませんが、例えばソフトの管理をし出すとか、ここに来てやりなさいということをやりますと、上下関係になりかねない。その結果として、恐らく、例えばW i - F i の問題なんかは保護司会で契約して、情報漏えいの防止の措置をとった上で、今までとおり保護司の方々が見えるようにするみたいなのがまさに妙味なんだろうと思います。また、そういう関係を保っていくことが必要だと思います。

それと、会費は、私は当事者ではないのですが、やはりこの制度がかなり現状では問題があるのではないか、これは私が聞いた方もやはり会費がネックになっている側面があるということをおっしゃられました。まず不満感ですよ、何でという、それから不公平感ですよ、払わないとという。併せて不透明ですよ、ある種、ざっくりばらんだから、どう使われるの、正しく使っているのというものが生じると。これは金額をかなり少なくするか、あるいはなくせないだろうかとは感じています。何かうまい方法で、そうすることで事務作業も減らすことができるし、少なくともこの会費の制度は、現状では不公平感も生じていますし、負担を軽減するという意味でも改善が求められると思います。

ここまでお話を聞いて、感じたことは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。やはり会費を何とかということが大きいですかね。

どうぞ、宮川構成員。

宮川構成員 すみません、今ので1点補足で、保護司会に法人格がないのでいろいろな契約ができないとおっしゃられたので、結局個人になっているんですけれども、そこをどうにかしてもらえれば、会としてできるかなというのと、今ここで質問していいか、ちょっと分からないですけれども、保護司会が企業からの寄附とかはもらえないんでしょうかという。

例えば、保護司に対するインセンティブではなくて、保護司会活動に寄附するとか、することによってその企業にインセンティブを与えることで会費を賄う、となると個人が払わなくていいし、企業側からすると、そういう活動に協力していますというメリットが出てくるんじゃないのかなと思うんですけれども、そういうふうに、払いたい企業があるかどうかは知らないですけれども、民間企業からお金をもらうわけにはいかないんでしょうか。

倉吉座長 事務局、いかがでしょうか。

中島企画調整官 事務局でございます。保護司会におきましては、それは地域の実情はございますけれども、寄附と似たようなものとしては、自治体から補助金ですとかそういったお金をいただいているところもございますし、当然一般の方ですとか、あるいは企業から寄附を頂いて活動をしているというところもございますので、保護司会だから民間の企業から寄附を受け付けることができないという整理にはなってございません。

清永構成員 すみません、もう一ついいですか。宮川さんの話は違うんですけれども、ちょっと思い出したので。

私が取材でふだんやっていることのテーマで、歴史的な司法の話はずっと取材しております、BBSが昭和22年に作られました。作ったのは宇田川潤四郎という初代の最高裁家庭局長をやった人で、この宇田川潤四郎が京都少年審判所の所長時代に、戦災孤児による盗みなどの事案が多いことに苦慮して、全国で初めて京都にBBSを作りました。宇田川自身が語り残しているところによれば、その際に少年審判所の中にBBSの事務局を作って、BBSの事務手続だったり、お金を触ることは学生にやらせず、いわゆる更生保護の活動だけを学生にやらせる、その結果、宇田川が作った最初のBBSというのは学生が爆発的に集まって、それが全国に広がっていったという経緯があるそうです。もちろんこれは70年以上昔の話ですし、社会状況も大きく異なるので、単純に昔が良いということではありません。ただ、事務局業務をできるだけやらせないようにしたという考え方というのは、宇田川潤四郎の先見の明があったなと、こう思っています。今、何となく保護司の委員の先生方の話を

聞くと、事務作業に汲々として、余りにかわいそうだなということを感じましたので、ちょっと申し添えさせていただきました。

倉吉座長 裁判所と調停委員とのことでいうと、以前は裁判所の中に調停協会の事務局があって裁判所の職員が調停協会の事務をやっていましたが、それは国家公務員本来の国の仕事ではないだろうということで、今では、裁判所の職員はタッチしていません。窮屈な考え方だと感じるかもしれませんが。

清永構成員 私も今、事務局を当局が全部やるのは、それはまた違うだろうと思うし、さっき言った間接統治が崩れかねないと思うので、ただ、できるだけ負担を減らすという意味では歴史的なことも参考になればと思って、例示した次第です。

倉吉座長 おっしゃるとおりだと思いますね。そこは十分に考えながら、より実質的なものを作っていくという発想は、特にこの検討会では大事だと思います。

小西構成員から、今の聞いて、また補足したいというところがありますか。

小西構成員 そうですね、先ほどのところでもお話しさせていただきましたけれども、やはりこれまでの、もともと保護司法ができたときの想定している保護司の方々、崇高な理念を持たれて地域の名士としてされているような方々だけではなくて、今は社会が変容してきたので、もっと幅広く保護司になれる方の対象を考えていくと、やはり一定程度そういう謝金のようなものがある形の方が幅が広がっていくのではないかなと。確かに一切要らないという方もいらっしゃると思うんですけども、ただ、そうでなくて、もっと幅広く新しい世代の方たちも考えていくと、こうした制度、新しい制度を取り入れていく、お金に関しても取り入れていくことが必要になってきているのではないかなというのを改めて思いました。

倉吉座長 ありがとうございます。

横田構成員はいかがですか、

横田構成員 すみません、事前に出した意見のとおりなんですけれども、報酬という形かは別として、他にもたくさんアイデアが出ていましたし、やはり現役世代が家庭にもちゃんと説明がついたりとかするような形を、決して報酬目的というわけではないと思うんですけども、やりやすい形を模索すべきかなというふうには考えております。

1点、質問が、会費に関して持ち出しの件、かなり意見が出ていたと思うんですけども、逆に会費がやはり必要なのだというのをもし御説明いただける構成員の方がいたら、ぜひお願いをしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。一定の会費は必要だと思うんですけども、そこまで持ち出しをする必要があるのか、実費弁償金でもう少しカバー

できる点はないのかという議論は進められてきたかと思うんですけども、例えば山元構成員など、保護司会の取りまとめをされている方に、最低これぐらいはやはり会費として実態、活動していく中では徴収せざるを得ないというところがあれば、ぜひお伺いしたいというふう感じた次第です。

倉吉座長 分かりました、では、いかがですか、山元構成員。

山元構成員 そうですね、会費の内容についてなんですけれども、基本的に保護司会を運営していく上で懇親会費ですね、これはやはり、会が終わった後にそのまま散会という形になってしまうと、人間関係の構築が難しいというところもありまして、懇親会とか意見交換会というのを改めてやっているんですけども、その際に、やはり先ほどの国からの弁償金では賄えないような、飲食代を会費から支出しています。うちの保護区では年間6,000円という形で徴収していますが、そこについて今のところ嫌だという意見はない状態です。6,000円ぐらいだと、それほど負担感も少ないのかなというところではあると思います。

倉吉座長 なるほど。それは現代のコミュニケーションの在り方とも関係しそうですね。

山元構成員 そうですね、本当にその懇親会についても、要らないんじゃないかという人もいますんですけども、経験してきたのは、コロナのパンデミックでZoomの会議をしていました。だけれども、やはり新しい方がZoomで会議をしても、Zoomの場合はもう、そこで終わりになるわけですね。やはり人間関係の構築ってすごい難しく、やはりどうしてもフェイス・トゥ・フェイスで会わないと分からないことって結構あるなと思っております。

倉吉座長 ありがとうございます。

それでは、今の問題で、全部の問題が待遇だけではなくて、活動環境の話も全部込みで議論が進んできたと思うんですが、何かこれについて議論をしたいというところがあれば、御意見ありませんか。

どうぞ、井上構成員。

井上構成員 質問なんですけれども、今日頂いた資料の保護司実費弁償金の右側の組織活動関係の更生保護サポートセンターに関する経費の運営経費の2番目のところに、「サポートセンター1か所当たり30万円／年（事務所賃料分を除く）を限度に支給」というふう書いてあるんですけども、これは例えば、いろいろな事務作業をしてもらいたいときに、そういった人件費みたいなものもこれによって支払うことは可能な制度になっているのかどうかについて質問させていただきます。

倉吉座長 ありがとうございます。事務局から、お願いします。

中島企画調整官 事務局でございます。更生保護サポートセンターの運営経費について、内容としては、事務所借料は除きまして、そこに書いてあるような、借料、光熱水料、あと通信料、これは電話料、またインターネットの通信料というものを含んでおりますけれども、これらとなりますので、事務を行うための人を雇うという経費はこの中には入ってございません。

井上構成員 分かりました、ありがとうございます。もしかすると、ここを少し増やして、必要なところに使っていただくようなことができれば、事務作業の軽減にはなるのではないかと、思って、質問させていただきました。

倉吉座長 ありがとうございます。

ほかにはありませんか。山元構成員、どうぞ。

山元構成員 更生保護サポートセンターのサテライトのことで私が意見として言ったのは、公共の場ですね、例えば区民センターや老人の施設などは結構土日は使っていない、夜間使っていないというところがありまして、そこを何とか有効活用させていただけないか、保護司会の方でも使わせてくれないかということをはいるんですが、やはり保護司会からというよりも、制度としてそういうのができていると有り難いなと思っています。そうすればお金もかからないんじゃないかなと。

倉吉座長 分かりました、その点も検討してもらうことにいたしましょう。

それから、宮川構成員の意見の中で、今の保護司会に現有の若い保護司を育成するという視点がもっと必要なんじゃないか、といったことが書かれていたと思いますが、保護司の構成員の方で、若い人を育成するという観点について、杉本構成員、いかがでしょうか。

杉本構成員 育成ということからは少しずれますけれども、私自身が感じているもので、先輩の保護司さん、ベテランの保護司さんの中でも、精神科に通院していたりする保護観察対象者の担当となると、対象者が自分には見当もつかないような疾病、持病を持っていたりとか、生活のリズム的にも、自分がなぜこうなってしまうのかなというのが全く見当がつかないから、面接に行ってもどういう話をしたらいいのか、これをどう捉えていいのかということとで疑問に思ったりする方から、私はとても質問を受けるんですね。

ですので、育成ということではないかもしれないですけども、やはりこの人に聞けばこのことのヒントはもらえるかも、みたいなことがもうちょっと分かる、この人に聞けばいいよということがはっきり分かっているかと思いますが、私がたまたま知ってて親しく連絡を取

れるような10名とかぐらいでしたら、いつも私のところに、精神科領域の話、例えばこういう薬を飲み始めたというんだけど、何か変わったりするのかなとか、質問の連絡が来たりして、私の分かる範囲ではお答えしたり、こういうふうなことを言われたときはこんな答え方がいいかもしれないですよ、みたいなことをしています。例えばそういうところを、多分何にも分からない、特に若手であれば、対象者のところにばっと行って、何か変なことを言っているとか、報告は提出はしたけれども釈然としないみたいな、次どうやってコミュニケーションをとればいだろうみたいなところで、やはりちょっと専門性のある人に、もちろん保護司内がいいかどうかは分かりませんが、ちょっとそういうところで質問ができて、あっ、そうなのかもしれないと思って、次の面接、次の面接というふうに行っていけば、育成と言えるかは分かりませんが、やはり対応力みたいなのは全然違ってくるのかなと思います。保護観察の視点というの、遵守事項の中でもポイントとなる、どこがつながっているのかなというのを見ることができたり、困ったときにこのこの分野だったらこの人に聞けるとかということが明確になっている、そういう担当を作るとかあれば、若手に限らず、困ったときに助けてもらえるし、知識としても、もしかしたら次の対象者に対してもいかせたりとかということがあるのかなというのは感じると思います。

倉吉座長 例えば、処遇困難な事例で、こんな苦勞をしたんだよというようなベテランの話とか、そんなのを絶えず聞けるように、あるいは今言われた、あの人に聞けば分かるよみたいなところは、きちんと保護司会でやれると、あるいはむしろ保護観察所でやってもいいのかもしれないですね。大変参考になりました、ありがとうございました。

ほかにはどうですか。どうぞ、山元構成員。

山元構成員 保護司の育成というと、先ほど6年以内で担当ゼロの者が37.5%というお話がございましたけれども、私の立場からですと、トレーニングの期間というか、今、保護司になって最初2日間研修を受けるわけですが、とてもそれだけでは十分じゃないというか、基本的な知識は得られたとしても、やはりいろいろな実務的なところですね、そういったところを学んでいくには、やはり2、3年ぐらいかかるのかなと。長いかもしれませんが、一旦じっくりと育てるという意味では2年か3年、担当を持たずに、会の状況に慣れたり、先輩保護司と懇談の中でケースについて学んでいくといったことも含めると、数年間はじっくりと育てていくのがいいのかなと。いきなり保護司になってすぐに事件担当ということが本当にいいかどうかという、長年経験してきていると、じっくり育った上で活動していただければと思っています。

それと、この処遇活動についてなんですが、処遇活動、確かに37.5%というのは多いかもしれませんが、6年とか12年経つとパーセンテージは減ってきているんですね。ということは、何年かして、この37.5%がずっと続いてしまうと問題かもしれませんが、年を経るにつれて事件担当していくというところもあると思いますので、できれば、件数自体は減っているという事実はあるんですが、長い目で見ていただけたらなと思っています。育てていく必要があるのかなと。

うちの保護司会では、経験不足を補うためにケースを語る会というのをやっています、月に一度、経験のある保護司がケースを話して若手に伝えるということもやっています。そういうことをやって初めて気づいていくこともありますので、やはり時間がかかることかなとも思っています。以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

どうぞ、井上構成員。

井上構成員 御説明いただいてありがとうございます。私が気にしているのは、この間、6年から12年までに、多分事件担当は入ると思うんですけども、その前にお辞めになってしまう方というのは、ほとんどいないのか、どの程度なんでしょうか。御自身の保護司会の中での御経験で構わないんですけども。

山元構成員 どうでしょう、辞める方もいらっしゃいますが、感覚的なもので言うと、数自体は多くないのかなとは思いますが、自分自身の状況が、健康を害したとか、あるいは家族の状況がちょっと変化したとかいってお辞めになったケースはあると思うんですが、ほとんどの方は残っていただいているかと思うんですね。

井上構成員 ありがとうございます。

倉吉座長 ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

それでは、これまでの議論を踏まえて一応、事務局において修文案を作成するというのにいたしたいと思います。

最後に、今回のテーマ、今やったとおり待遇と活動環境だったわけですが、これの中で感じられた保護司の使命について、常に最後に議論することにしてはいますが、何か御意見があれば伺いたいと思います。横田構成員、いかがでしょうか。

横田構成員 そうですね、正直、結果論、報酬の多寡でも、杉本構成員がおっしゃっていたように、やはりやりがいや意義というところをどこまで感じていただけるかがあると思う

んですけれども、やってみないと分からないというところもある。やはり奉仕の精神を持って変化を感じられる、すみません、使命については何とも言葉にできません。

私としても、皆さんと考えている方向性は一緒なだけけれども、やはり若手の目線からしたときに、早く担当したいだろうなという気持ちがあったりとか、懇親会、たまにだったらいいけれども、毎月だったら嫌だろうなとか、いろいろな、何が一番大事でというのを共有化していくのが非常に難しいなというふうに感じながら聞いておりました。

倉吉座長 ほかに、皆さん保護司の使命という観点から、どうだよねというのはありませんか。

野見山さん、どうですか。

野見山構成員 いや、保護司の使命、そう言われると、とても考えてしまいます。

倉吉座長 難しいですかね。大体今日の議論の中で出ていたので、そういうことかなと、本来のボランティア精神というものと、それをずっとどこまで貫いていけるか、あるいは報酬ではなくても実費弁償金の枠の中でいろいろな考え方を取り入れることによって、もっと上手くいくんじゃないかとか、いろいろあったと思います。

それでは、この程度で今日の議論を終わりたいと思います。

今日の議論をまとめて、第6回検討会での御議論につながるように事務局案の作成を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、事務局では10月、11月にかけて地方別で開催される保護司代表者協議会で、各地の保護司から意見を伺うこととしております。

では、本日はこれで終わります。ありがとうございました。

—了—